

議案第 4 6 号

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 5 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 7 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（廃棄物減量等推進審議会）

第 7 条 町長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、日出町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の排出抑制、分別収集及び再生利用等の施策その他の重要な事項について調査し、審議するほか、町長の諮問に応じ答申する。

3 前項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 及び別表第 2 中「第 1 3 条」を「第 1 4 条」に改める。

別表第 3 中「第 1 6 条」を「第 1 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会を設置することにより、廃棄物の排出抑制等重要な施策を調査審議し、日出町一般廃棄物処理計画等各種計画に反映させたいので提出する。